

令和2年度第2回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和2年11月5日（木） 午後7時00分～午後7時30分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

(1) 委員 斎藤利之委員 釜義満委員 田中一郎委員 青山ひとみ委員
金野博志委員 池邊照彦委員 今野稔恵委員 平見歩委員
鹿島洋子委員 大山裕美委員

(2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
児童青少年係長
子ども家庭支援センター主査
保育・幼稚園係長
施設給付係長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名

清水唯史委員 新倉南委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 特定教育・保育施設の利用定員等について
- 3 東久留米市子ども・子育て会議条例の改正について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

それでは、皆様、よろしいでしょうか。

本日も大変お忙しい中、ご出席賜りまして、ありがとうございます。定刻より少し前ですが、委員の皆様おそろいになりましたので、〇〇委員に関しましては後ほどす

ぐ来られるという情報を頂いております。

それでは、ただいまより、令和2年度第2回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員から欠席する旨、事務局宛に連絡が届いております。委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。

それでは、事務局より本会議での議題内容等についてのご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、私のほうから本会議での議題内容などに関しまして、ご説明させていただきます。

なお、本会議は議事録作成のため会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容などについて、ご説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「特定教育・保育施設の利用定員等について」、3「東久留米市子ども・子育て会議条例の改正について」、4「その他」でございます。以上でございます。

なお、この子ども・子育て会議は条例設置による会議であるので、原則、対面式の会議として開催する必要がございます。このコロナ禍においても、委員の皆様にご足労いただく形で開催するところでございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえた対応というところも必要でございますので、会議時間は最長でも午後8時を終了時刻と設定しております。

なお、本日ご使用いただくマイクですが、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止対策上、発言が終わりましたら、一旦、事務局の担当にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。

今、事務局のほうからもお話がありました新型コロナウイルスですが、本日も東京都、新規感染者が269名ということで、引き続き高い数値を示しております。本会議におきましても、今日、朝の最低気温が各地、とても低い気温で朝を迎えたわけですがけれども、換気というところで窓の開放をさせていただきますことをご理解いただければというふうに思います。

また、今回も様々な議題ございますけれども、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、本会議に入りたいと思いますが、事務局にお尋ねします。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

・事務局

いらっしゃいます。

・会長

では、お通してください。

・会長

傍聴の方、着席されましたので、事務局のほうから本日の配付資料の確認等をお願いいたします。

なお、傍聴の方におきましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批判を加える、また拍手、その他の方法により可否を表さない、騒ぎ立てるなどの議事を妨害しないこと等、事項をお守りいただけるよう、よろしくをお願いいたします。

・事務局

それでは、配付資料について確認をさせていただきます。

今回は、事前に配付をさせていただきました資料が2点となります。

資料1「特定教育・保育施設の利用定員等について」。

資料2「東久留米市子ども・子育て会議条例の改正について」でございます。

配付資料の確認につきましては、以上です。

・会長

皆さん、よろしいでしょうか。お手元がない方、挙手でお願いします。

皆さん、よろしいですかね。

ありがとうございます。

2 特定教育・保育施設の利用定員等について

・会長

では次に、次第2に移ります。

次第2「特定教育・保育施設の利用定員等について」です。

事務局、ご説明のほど、よろしくをお願いいたします。

・事務局

それでは、次第2、特定教育・保育施設の利用定員等についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

特定教育・保育施設の利用定員等についてでございます。

こちらは、令和3年4月に開設予定の新園に係る利用定員の設定についてでございます。委員の皆様は今配付を、資料提供させていただいております参考資料1として、子ども・子育て支援法第31条第1項の抜粋部を机上配布させていただいております。

要約いたしますと、保育利用につきましては、認定区分ごとの利用定員を市町村長が定めることとなっておりますので、このことについて諮問を行うところでございます。

それでは、お手元の資料1を御覧ください。

子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく令和3年4月開設予定の特定教育・保育施設の利用定員については、記載のとおり設定をいたします。

名称は、現在仮称ではございますけれども、「(仮称)まなびの森保育園ひばりが丘」です。なお、直近で確認した予定では、「ひばりが丘」の「が」の表示が、最寄りの駅名と同じく片仮名の「ヶ」を用いた「ひばりヶ丘」の表示となる予定だと聞いております。

次に、所在地については、まだ住居表示が設定されていないため、地番になりますが、学園町1丁目18番4でございます。先ほど御覧いただきました参考資料1の裏面の参考資料2を御覧ください。本園の案内図でございますが、ひばりヶ丘駅から徒歩約6分ほどの立地でございます。

また資料1のほうへ戻らせていただきます。

施設類型は、保育所でございます。

事業者名は、株式会社こどもの森でございます。

本日の諮問事項となります利用定員ですが、2号児が45名、3号児として0歳児が6名、1歳児・2歳児が29名で、合計80名の定員でございます。

以下は、諮問事項ではございませんが、諮問をしている利用定員の設定に関わりが深いと考えられる法令、規則から算出した事項について、ご参考までに記載をしております。

保育士の配置基準が、12名。保育室が、0歳から5歳児までの基準面積が計184.8平方メートルでございますが、本園の面積は、有効面積でございますけれども、計で244平方メートルでございます。

屋外遊戯場、園庭の基準面積が198平方メートルでございますが、本園の面積は379.43平方メートルでございます。

給食は自園調理でございます。

なお、こちらに関する情報と資料1の裏面と、参考資料1として机上配付をした資料に、両方に記載をしております。

説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

資料1について、ご説明いただきました。この資料1につきましては、子ども・子育て会議、今、事務局のほうからお話がありました諮問事項でございます。諮問事項の内容といたしまして、改めて申し上げますと、特定教育・保育施設の利用定員等について、ということでございます。今のご説明のとおり、基準に従って新しい園ができますよということかというふうに思います。様々な厳しい審査等を受けて申請されたのではないかなというふうに思うところでございますが、この点について、特段、どうでしょうか。まあ、基準のところですので、基準どおり行っているかということかと思いますが、ここには、何かほかにご意見ございますか。〇〇委員、ありますか。

・委員

前回の8月の会議には出席できなくて大変申し訳ありませんでした。

その上で、議題になっていますこの新しい新園定員のことで質問がございます。

資料配布の利用定員80人分なんですけど、今年4月の待機児童数を振り返ると、全体で25人です。そのうち1歳が21人だったと思うんです。そこで心配なのは、1歳児の21人の待機児童の方が来年4月に2歳児になられるわけで、2歳児になった待機児童の子どもたちが来年4月に安心して迎えられる体制が今回のこの新園でできるのかということが、ちょっと心配なんです。

今回、学園町の建設予定の保育園がこの数値に出ていませんが、以前事務局にお話し伺った時は2歳児枠は15人だというふうに伺ったんです。一方で、来年4月に「しんかわ保育園」2歳児枠18人分が募集停止になるので、これによって、来年度は今年よりも3人分、2歳児の枠が減ることになると思うんです。

そこで伺いたいのは、来年4月、来年の4月になったら2歳児の枠が3人分減るのに、2歳児の需要が高まっていると。そういうときに、待機児童をこれでどうやって減らすのかということなんですけど。

ちょっと私、安心したのは、厚労省のウェブサイトを見たら、東久留米市は来年、今年の7月の時点で、子育て安心プランの実施計画として、来年4月に待機児童はゼロになるということをご報告されているのが、ホームページに載っていました。非常に心強いお話で、0にできるものであれば、本当、私自身も子どもが待機児童になったことがあるんで、大変ありがたいと思っているんです。

そこで教えていただきたいのは、もう、ちょっと素人的には分かりづらいんですけど、枠が減るんだけど、需要は増えると。けども待機児童は0にできるというんだから、国はどういう根拠で「できる」というご報告されたのか、また報告されてなくてもどうやって0が実現できるのか、予定されている方策について教えていただければと思ったんです。どうも、すいません。

・会長

ありがとうございます。

ちょっと、私のほうからお話する前に事務局のほうから、よろしいですか。

・事務局

お答えしてよろしいですか。令和3年度の2歳児の待機児童に関するご質問でございます。

こちらにつきましては、皆様にご議論いただきました、ご答申を頂いております、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画でございますように、令和3年度におきましても、量の見込みを確保方策が上回る計画となっております。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。

私のほうからは、まず1点、基本的な事項でございますが、今、〇〇委員からお話頂いたご質問等に関しましては、理解はしております。今回、諮問に対しての、この会議でのいわゆる答申に当たる部分については、この新しい園が、正しい人数で、正しい面積で行

われて、適正に行われるかどうかということ、我々として、確実に、把握して、答申をまとめるということになりますので、今のお話と、今私が伝えたお話と〇〇委員がご質問したことは、少し、質問の内容として違うというところだけご理解いただければというふうに思います。

本日、これ今ちょうどお話が出ましたので、後ほど「その他」事項のところ、この待機児童、学童の待機児童のことにつきましては少し資料があるやに聞いておりますので。〇〇委員からのご質問を受けてですね。事務局に聞いてますので、そのときに詳しく、またその部分について事務局のほうからお話があるかというふうに思います。

少なくとも、今のこの部分については、この設置基準が利用定員等々について適正に行われているかどうかを、委員の皆さんに確認していただく。この一点で、ご感想等を聞いていただければというふうに思います。

よろしいですか。

・委員

理解が足りなくて、すみません。

保育園、学童についても質問あるんですけど、保育園のことの今のようなことでも後で質問してもいいということであれば、別にそれで、もうそれでおしまいでいいです。

・会長

保育園のことについては聞いておりませんので……。

ちょっと、ちょっと整理をしたいんですけども、先ほどのお話、まず今回のこの資料1につきましては、あくまでも、まず利用定員が適正に行われているかというところを、委員の皆さんにご判断いただきたいと。まず、ここです。そこは、ご理解いただけますでしょうか。

・委員

じゃあ関連で、あと2つ聞いたらおしまいで構いません。

一つは、今の事務局のご説明、ありがとうございます。それで、事業計画では、量の見込みを上回ることに、上回る確保方策ができていたということだったので、ここで提案されている今回の園の新設以外には、特別、対策を取られるご予定はないのかということを確認したいのと、もう一つは、今ある既存の、認証でしたっけ、既存の保育園を学園町のほうに移すことになるので、何か、今入っていらっしゃるお子さんがどうなるのかがやっぱり、何ていうか、心配なので、何ていうかな、どうなっているのか。転園しないといけなくなるのか、それとも、そういう必要はなくて、その場でいれるのか。そこら辺をちょっと、もしよかったらご説明いただければ、ありがとうございます。

・会長

事務局、お願いいたします。

・事務局

本日の議題といたしましては、こちらの、先ほども申し上げましたとおり利用定員の設定というところになっておりますので、ちょっと手元に資料がないところでございますので、正確な数字というところでのお答えができないところではございます。

ただ、ほかに開設の予定はないのかというご質問がございました。ちょっと数としてはないのですけれども、幾つか2歳の定員というところを増やすということをご検討されていたかなというふうには考えております。ただ、ちょっとどこで幾つものという資料が手元にはございませんので、ちょっとお答えすることができません。申し訳ございません。

次に、この新しく開設する園についてのご質問でございます。

認証を認可化というところで、現在この事業者の方が東久留米市内において認証保育所のほうを運営しております。そちらの保育園のほうをどうするのかといったようなところでのご質問かと思えます。

事業者のほうからは、社会的なニーズですとか待機児童の推移ですとか、現在運営している認証保育所の在籍児童の状況を見ながら、移行の時期は未定である、将来的には閉園していきたいといった意向が示されておりますので、この保育所の施設整備が認可化に該当するものとして進めているところでございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。

それでは、この諮問事項であります特定教育・保育施設の利用定員等につきまして、事業者、設置者のほうから出されたこの内容につきまして、皆さんのご意見、よろしいという方は挙手でお願いいたします。よろしいでしょうか、いかがでしょうか。

(挙手多数)

・委員

すみません、遅くなりました。

・会長

資料1につきまして今、諮問について答申のまとめがありまして、これでよろしいかどうかのお話をさせていただいているところでございますが、よろしいですか。

〇〇委員よろしいですか、来たばかりで申し訳ないんですけども。何かご意見があれば、いただければ。

・委員

分かりません、来たばかりで。

・会長

ありがとうございます。

その上でなんですけれども、ちょっと私のほうから1点、ご質問を差し上げたいところが

あります。

この新しい園ができたりしますと、これまでの委員会の中でもよくありました、保育士をちゃんと確保できますかという、こういうことは、これまでのこの委員会の中でも、まあ質の担保も含めてですね、よく委員の方からご質問のあったところがございますが、その部分だけ答えていただきまして、次の次第としたいと思います。よろしく願いいたします。

じゃあ、事務局、お願いします。

・事務局

保育士の配置についてでございます。

事業者からの報告では、必要な保育士の配置について確保の目途が立っているところのご報告を頂いているところでございます。

以上でございます。

・会長

保育士の確保等につきましては、非常に大きな重要な課題でございますので、しっかりと連携をしてですね、質の担保も含めて進めていただければというふうに思います。

3 東久留米市子ども・子育て会議条例の改正について

・会長

それでは、次に次第3「東久留米市子ども・子育て会議条例の改正について」です。事務局よりお願いいたします。

・事務局

それでは、私のほうからご説明させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

東久留米市子ども・子育て会議条例の改正についてでございます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行によりまして、子ども・子育て支援法に定める特定地域型保育事業者の確認について、事業者が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする改正が行われ、それに伴い、資料2裏面の参考のとおり、当該事項について規定していた同法第43条第2項を削り、同法第43条第3項を第2項として、同法第43条第4項から第6項までを削るよう改められました。

同法を引用しています東久留米市子ども・子育て会議条例の第3条第2号中「第43条第3項」を、「第43条第2項」に改めるものでございます。

なお、今回の改正によりまして会議条例の所掌事項に変更はございません。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

これにつきましては、簡単にまとめますと、国が条例改正をしたので、それに伴って現行の東久留米の条例を、それに合わせた。それに伴って、削除する部分、スライドして上に上げる部分が出てきましたよ、という理解でよろしいですか。

詳しい内容等については、この資料2の裏面に書いてある、見え消しで書いてある部分が詳しい内容かと思えます。

これまでも子ども・子育て会議に関しましては、国基準に準拠して行ってきた経緯がございます。また、これに伴う何か特別にその物事がいろいろと変わるということではないという認識でありますので、これはこのままで、皆さんから意見を頂戴するという事よりも、こういうふうになりましたよということを周知させていただくための資料でございますので、しっかりと目を通していただければというふうに思います。

よろしいですね。ありがとうございます。

4 その他

・会長

それでは、次第のほうは「その他」事項になります。

その他事項ですが、事前にですね、ちょっと先ほど冒頭お話しさせていただきました、〇〇委員により事務局のほうにお尋ねしたいことがあるという旨をお聞きしているところでございます。

今、事務局の皆様、資料をお配りされているんですけども、本日お渡し、ご質問されたということでございますので、ちょっとその辺り、まず事務局のほうから、この資料のご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

・事務局

ただいま資料を追加で机上配付させていただきました。情報提供として配付をさせていただくものでございます。ちょっと情報提供が遅くなってしまいまして申し訳ございません。

配付をさせていただいた資料は、令和2年4月1日現在の保育所等利用待機児童数と学童保育の待機児童数を取りまとめたものでございます。

保育所等利用待機児童数につきましては、0歳児が0名、1歳児が21名、2歳児が2名、3歳児が0名、4歳児が1名、5歳児が0名、合計で24名でございます。昨年度の実績といたしましては28名という状況でございました。

・事務局

続きまして、学童保育所の在籍児童数及び待機児童数についてご説明させていただきます。

令和2年4月におきましては、在籍児童数は1,265名ということで、前年度と比較いたしまして申請が増えていることもございまして、増加している状況でございます。

また、令和2年4月における待機児童につきましては60名といった状況でございます。この60名につきましては、1年・2年生のお子さんの待機の方はいらっしゃいませんが、3年生以上でお待ちいただいている状況でございました。こちらの待機児童につきましては

は、令和2年9月に解消に至っているといったところでございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。事務局のほうから急遽、資料のほうをご提出していただいたところでございます。

〇〇委員。何か一言、ございますでしょうか。

・委員

どうも、本当、ありがとうございます。もうお願いしたのが今日だったので、議場配付は無理だと思うので、口頭でもというところでこんな、今日頂きまして大変ありがとうございます。

それで、ちょっと、私は特に学童のことで質問出したんだけど、この60の待機児童というのはもう解消されているということでしたけど、ちょっと教えていただきたいと思ったのは、この……、何ていうかな、在籍児童数というのは、要は、この事業計画で、予定していた確保方策は十分に作ったんだけども待機児童が出ちゃったのか、それとも確保方策が足りなくて出ちゃったのか。もし十分に用意しているのに出ちゃったんだったら、何でそうなったのか。確保方策が十分に作れなかったんだったら、何でできなかったのか。そこら辺ちょっと、数字見りゃ、これ見れば分かるんでしょうけど、もしよかったら、ご回答していただければ。

・事務局

学童保育所の待機児童の状況でございますけれども、確保方策の数字のほうをお示しさせていただいているところでございますが、4月の時点におきまして対応ができませんで、お待ちいただいたという状況でございます。したがって、今年度中、早急に解消に努めるべく、対応のほうは図っていたところでございますが、9月におきまして待機児童の解消に至ったといった状況でございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。これ4月時点から、まあ当然4月時点というのは非常に数値も読み込むのが難しい中で、待機児童の60とか83、去年出た83というところですけども、それから、この9月までの間に、ここに書かれているように、東久留米市の学童保育に関しましては待機児童が今解消されていると。こういう認識でよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

まあ他市のことが比較できないのでなかなか難しいんですけども、着実にですね、待機児童を減らすべく一生懸命ご尽力いただいているところではないかなというふうに思います。もちろん、エリアの問題とかそういったものも幾つか、この会議でも議論されたところではございますけれども、現状把握というところで、今日資料を提供させていただいたところでございます。ありがとうございます。

それでは、本日、次第は以上となります。
事務局のほうから今後の日程等につきまして何か確認したいことございますでしょうか、
よろしくお願ひします。

・事務局

次回の議題、日程については、現時点で確定したものはございませんので、改めてご連絡のほうさせていただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

5 閉会・会長

冒頭申し上げましたように、本日269名、東京都からにおきまして新型コロナウイルスの新規感染者が拡大しているところでございます。まだまだ、インフルエンザ等がですね、これも並行してあろうかというふうに思いますので、引き続き、委員の皆様におかれましてはご体調のほどご留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、本日予定しておりました内容は以上でございます。

以 上